

平成31年第2回平取町議会定例会（開会 午前 9時32分）

議長 皆さんおはようございます。開会に先立ちまして全国町村議会議長会より、自治功労表彰の贈呈がありましたので、これより表彰状の伝達を行います。

（表彰状の伝達）

議長 ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、3番櫻井議員、4番丹野議員を指名します。日程第2、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。最初に5番井澤議員を指名します。5番井澤議員。

5番 井澤議員 一般質問に提出されたもので行います。平成29年6月の定例議会で、一般質問で私は北海道大学保管のアイヌ遺骨の返還について、町として返還を早急に求めるべきではないかということで一般質問を行いました。その後、町長、議長そしてアイヌ協会会長等で会議が持たれ、そのことについて話し合いが進んでいると思いますが、昨年12月、平成30年12月に、政府が大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドラインを公表いたしました。一昨年6月の私の質問の後、いろいろ町全体として取り組んできたわけですが、昨年12月のガイドラインが発表されたことで、さらに話し合いが進んでいるのではないかと思います。その辺のことについて伺ってみたいと思います。来年度に向けての新年度に向けての町長の執行方針が当議会で方針が演説されましたけれども、町長方針の中ではこのガイドラインのことがあったのですが、アイヌ遺骨の返還については特に触れられてはおりませんでした。教育長の執行方針の中では文化財として札幌医大に寄託しているアイヌ遺骨10遺骨について平取アイヌ協会と相談しながら、文化財としての返還を求めるということがありましたけれどもこのことについて、町長部局と教育長部局の中に取り組みの違いがあるのか、その辺のことについてまずはお伺いしたいと思います。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、ただいまの井澤議員のご質問に答えていきたいと思います。まず、町政執行方針ということで、これは町長が述べたものですが、町長と議長と、あるいはアイヌ協会の三役と意見交換を行ったとき、これは29年7月に行っていますけれども、町長からは要請があれば議会とも相談をしてしっかりと対応していきたいですとか、あるいは議長からは協会が決めた方針を尊重したかたちで対応していきたい、あるいは木村会長からは、きちんとお伝えできる時期

が来たら、町と議会にお願いをして、尊厳ある慰霊ができるかたちでやらせていただきたいというようなかたちというふうになっております。そこで今回、教育委員会のほうではアイヌ遺骨の取り扱いについては具体的なことが述べられていましたけども、町としては協会、具体的に言うと受け皿団体がどこになるかというのはまだ決まっていませんけども、協会の要請があって、町と議会と協力をしていくという話になっていきますので、特に現段階では協会からは結論としては、要請は上がってきてないということです。このアイヌ遺骨に関しては町政執行方針の中には述べていないというかたちになっています。

議長 文化財課長。

文化財課長 教育委員会の見解ですけども、教育長が執行方針で述べたのは、札幌医科大学に預けてある遺骨に対しての執行方針だったと思いますが、そちらのほうは同じくやっぱり12月のガイドラインにのっとって、平取町が所有者である、文化財である遺骨をどうするかということに関して、平取町としては自治体が返還要求はできませんので、返還要求があった場合は、当然そちらに協力するということの執行方針だったと思います。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 今文化財課長の回答がありましたけども、ガイドラインが発表されて、発表される以前であれば、教育委員会が札幌医大に寄託しておりますので、所属は平取町教育委員会にありますので、教育委員会が返還を求めれば、返還されるという状況であったと思うので、それがガイドラインが示されたことによって、アイヌの該当するアイヌ団体、平取町内の団体が申請しなければいけないという判断はちょっと後ろ向きな判断であって、教育委員会が札幌医大に対して、帰属先である平取町教育委員会に返してくださいという申請ができるのではないかと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

議長 文化財課長。

文化財課長 先ほども述べましたけどもそもそもが文化財として認定されており、所有者は平取町でありますので、まずは平取町が井澤議員がおっしゃったように医科大学に預けてあるという意味では、既にどこに置くかだけの問題だと思うんですね。ガイドラインは自治体の問題じゃなくて、自治体は返還要求できませんので、返還申請団体があった場合には、もちろんその返還団体、例えば平取町の場合ですと仮にアイヌ協会等が返還申請をすれば、当然それが認定されて、返す手続きが4月以降行われますが、4月前までに仮に平取町以外の返還団体が申請した場合は、費用も一切全部自治体あるいは平取町持ちで返還しなきゃいけな

い。あるいは4月以降であれば、白老に象徴空間にできますところに慰霊施設に搬入するにしてもあるいは平取町に返還するにしても医科大学の費用で返還するという事は、ガイドラインのほうで示されております。したがって平取町としては、今現在平取町教育委員会あるいは平取町が返還申請をするしないでなくて、所有者ですので、もちろんそれはできないのですが、返していただいても保管する場所がありませんので、平取町アイヌ協会と協議が必要ですので、今回の医科大学の遺骨10体に対しては、照会があった段階ではアイヌ協会と協議をして、4月以降返還申請するかしないかの意思表示だけは北海道教育委員会を通じて返答しております。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

文化財課長からのご回答いただいたところですが、全体をまとめるという意味で、アイヌ課としては、この辺のところについては、全体をまとめて考えていくってことで捉えているのか、教育委員会の札幌医大の分は別なこととしてとらえているのかその辺についていかがですか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長
議長

はい、別なこととは考えておりませんが、当然文化財課と協議をしながら進めていくというかたちになっていくと思います。

5番
井澤議員

ガイドラインの中で、返還の情報の周知後、返還申請がなかった場合は、白老へ収容するということがあるんですが、情報の周知っていうのは、起点日というのですか、周知されたというのが12月にガイドラインが発表された日なのか、その辺のところガイドラインを読む範囲ではわからないんですが、アイヌ課としてはどのようにとらえておられるでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、ガイドラインのところではまだガイドラインができただけで、実際その返還手続きというのはスタートしてないという状況ですので、これはいつかというのも4月とは思いますが、今まだ12大学の情報では、改めてどれだけの数があるかという確認作業をしていたり、あるいは協議をしているということですので、4月以降、地域返還に向けての手続き的なものがスタートするというふうに言われていますからそこからスタートだと思っています。

議長

井澤議員。マイク。

5 番
井澤議員

今アイヌ課長から4月以降が起点日になると、周知のですね、ということでお伺いしましたが、主たる申請団体となる可能性が高いのは平取アイヌ協会だと思っておりますが、それぞれ町内各地から掘り出されているという北大の保管、あるいは東京大学、新潟大学の平取出土というアイヌ遺骨についての平取町内でも地域的なことがありますので、アイヌ協会とかアイヌ協会とアイヌの民族の方々の要請によって町全体としてその返還に取り組むということが大切なのかと私は思いますが、今アイヌ協会が主に町としては、アイヌ協会の事務局を引き受けていることがあって、北大のアイヌ遺骨返還室との対応などについても把握しておられると思いますが、町内の民間というか関係者の中でお1人の方は、議場の一番左端にかかっていますけれども、平村ペンリウク氏の遺骨については、北大にあることは平取1号としてあるということでもありますけれども、これについては傍系の親族となるどばしよしみ氏が返還を申請したが、実際の掘り出されたときの頭骨のサイズと現在のサイズが寸法がですね、合わないということで保留の状況になっているということがあって、返還が実現していったということが1例としてあります。また2例としては、二風谷の山道康子さん、アイヌ学校を主催しておられますけれども、上貫気別の6遺骨、これについては、北大の資料によりますと、6遺骨、その出自、氏名がわかっているという方がおられますし、または3番目としては私も関係していますけれども、平取アイヌ遺骨を考える会ということでこの3月24日には4回目の学習会を開くということで進んでいるようですけれども、アイヌ協会ばかりでなく、町内の関係団体の方々、またアイヌ民族の方、そしてまた町民全体に対してこの周知して、そして良いこの返還を実現していくことが大切ではないかと思いますが、その辺についてはどう考えておられますか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長
議長

はい、実際具体的な手続きがスタートした段階では町としても何らかの周知はしていかなければならないというふうに考えています。

5 番
井澤議員

それでは、次にですね、近年、裁判の和解によって地域返還されたアイヌ遺骨が日高管内の浦河町そして十勝管内浦幌町、そして紋別市、旭川市ということで返還が和解によって実現していますけれども、和解によって返還されたものはそれぞれの自治体のというか、市、町の所有する墓地に埋葬されたり、ごく一部については納骨堂に収められているという状況がありますけれども、平取の場合は北大で17遺骨ですが、最近になって北大が調べた結果、一つ増えて

18遺骨ではないかということの情報もありますが、東大に3遺骨、新潟大学に1遺骨、そして、先ほど質問しましたけども、文化財として札幌医大に預けている10遺骨がありますので、計31遺骨、これらについては、北大のものについては細長い四角い箱に収められているのを埋葬地等で確認しましたので平取の遺骨についても同じようなかたちでアイヌ慰霊堂に納骨されているのではないかと思います、札幌医大について私はちょっと情報がないんですけども、それらの31遺骨を返還団体の要望によって、どこかに埋葬、慰霊する、あるいは慰霊碑を建立するというようなことになると相当の広い墓地が必要になるんじゃないかと思いますが、そのようなことについては、町としては、今、要請があったときに、すぐにその起点が始まって6か月以内に申請しなきゃいけないということがありますので、もう既に検討すべきではあると思いますがその辺についてはどのように考えておられるでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

どの大学にどの程度の遺骨があるかというところで、こちらのほうで調べているというか、大学に問い合わせている結果について簡単に説明したいと思います。井澤議員が言われるとおり、北大には17遺骨という情報としてはいただいております。その他には札幌医大には10遺体、新潟大学には1遺体、東京大学には5遺骨というふうに五つとなっていて、それが平取という表記がされているのが、3、日高国沙流と書いてある、どこかというのは明示されていませんが、ここの表現というのが二つということで、東京大学からは5遺体ということで報告を受けているというところですが、慰霊の施設なりの場所について、広い場所が必要だと、どのように町は考えているかというところですが、これまでの裁判の中では墓地に埋葬というかたちで行なわれておりまして、そこ、そこ、その返還団体の考え方もあって、どのようなかたちで返還をするのかまだ決まっているものでないということもあって、広い場所が必要なのか、あるいはそうでないのかということも決まってないということで、町としては想定をして準備をしていくということに考えていますけども、まだ具体的なものという段階には考えておりません。返還団体の考え方により、議会と相談をして対応していきたいというふうに考えています。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

広い墓地、埋葬地が必要になる可能性もあるわけですが、その場合、埋葬されたところが掘り出されたということで、元の場所とは限らないけれども、平取の地に帰っていただいて埋葬するというのが、頭骨あるいは全身骨、そして副葬品も含めてのことになると思いますが、頭骨、全身骨部分について、現在では亡くなった方のご遺体は斎場で焼骨して、それで納めるというのが、

通例になっていますが、申請するアイヌ団体の要望によるかもしれませんが、焼骨するということになった場合について、町としてはその可能性は考えられるのでしょうか。その辺についてお伺いいたします。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

返還団体の考え方ということで、その段階で検討していきたいというふうに思っています。

議長

井澤議員。

5番

井澤議員

それでは地域返還のときのことにつきまして政府のガイドラインの中では、地域返還をする場合の費用について述べているのは、搬送費用ですね、ご遺骨を返還団体の求める場所へそれぞれの自治体の中の求める場所へ搬送する費用は原則として大学負担とガイドラインの7ページにありますけれども、埋葬するには墓標、アイヌの民族の方では塚ってということで男女の種別をして塚を建てるというなことがあったりするわけですが、埋葬にかかわる埋葬費とか慰霊式、そしてまた、あるいは慰霊碑を、歴史のこの負の遺産をこの平取の地から元町民の方々の骨でありますので、帰っていただいた時に、慰霊するためのそういう慰霊碑のようなことも、建立して、この事実を歴史として伝えていくということも必要じゃないかと思いますが、今、ガイドラインでは搬送費用だけってということになりますが、返還団体がその他のものを費用がみんな、負担するという場合もあるかもしれませんが、応分な負担を町に求めてきたような場合については、町としてはどのようなことを、今考えられるのでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

そのところは今回のガイドラインの中では確実な慰霊等を行うことができる団体ということで、地域返還団体の考え方となっていますので、現段階では特に具体的な回答はできないと、町としてはそれを想定して準備をしていかなければなりませんけども、いずれにしても慰霊の方法など、それは費用なども含めて返還団体の考え方を尊重していきたいというふうに考えています。

議長

井澤議員。

5番

井澤議員

そのようなことについて、ガイドラインの中では十分な慰霊をできるということで、随分上から目線で言うもんだなと、責任は掘っていった大学であり、それを管轄する文科省政府であるにもかかわらず、条件つきでしっかりやっているとところしか返還できないという言い方が大変、私としては不遜であるという

ふうにと思いますが、返還が実現するためには目をつぶるしかないと思いますが、そうすると、アイヌ団体自身でできなくなった時に、今佐藤課長が答えられたように平取の町として、できるだけのことをするというご回答がありましたので、それをよしとしたいと思います。佐藤課長については先週8日の日に内閣府で新法による予算等についての説明を受けてきたということで聞いておりますが、その場合についてこのアイヌ遺骨の返還にかかわる町に負担ができるという、事業費というか、アイヌの事業に関することについてアイヌ遺骨に関することについては、対応とか、問い合わせ等は、ありませんでしたでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

8日、内閣官房のほうに行ってきましたけど、まだ理事者にも報告してないということですので、まだそこところは詳しく述べることはできませんけども、具体的に新しい交付金の関係で今回は東京に行ってきましたが、具体的な交付要綱を含めて、何が対象かどうかというのも国としては4月中旬でなければ明らかにできないということで、私たちも問い合わせをするぐらいでそれでいいか悪いかということしかやりとりができなかったということもありますので、またそれらが詳しく出てくれば、その辺もはっきり言えるのかなと思います。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

先ほど基準点のことについて、ガイドラインというか、その4月中旬以降示されるのでないかと今ご回答でしたけども、それが始まってしまうと、国としては白老へ今、大学等にかかわるといふそういうので遺骨を白老へ収蔵するということがありますけれども、他の前提として各地域からのアイヌ団体の要望があれば、そちらへ返すことはするということがありますので、白老の慰霊施設については、聞くところによると今年度中に完成して、今年度中にもその納骨、移動が可能だというようなことも聞いていますので、できれば白老で、全遺骨が白老の施設行く前に平取のこのアイヌ遺骨については、返還を先に実現して、1日も早く平取に先祖の方々が帰ってきていただきたいなと思うところですので、情報収集にあたって、6か月という期限がどの程度の厳しさを持つものかわかりませんが、それだからこそ、期限があるからこそ取り組むということもあると思いますので、情報収集には十分に当たっていただきたいということと、先ほど述べましたけども、民間団体等で遺骨返還を求めていたり、活動していたりという方がいますけれども、アイヌ民族の方々についてたどっていけば皆さんの先祖でありますし、私たちの元町民でありますので、その情報が得られたところで行政として、また議会に対しても、十分な説明をいた

だいて、良い返還をしていただきたいと思います。追加してなにか情報等がありましたらお願いいたします。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 特に追加ではないんですけども、いずれにしても返還団体の意思というものが有りますので、それを尊重しながら進めていきたいということと、あるいは新しい法律の関係につきましても当然関係団体やあるいは町民周知をしっかりしていきたいと考えています。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 返還団体のお考え、意思が一番重要でありますけれども、町民からアイヌ民族の方であろうとなかろうと、そしてまた活動している団体もありますから、そういうことに対する聞き取りも具体的に活動している団体には聞き取りすることもたやすいと思いますので、そういうことで漏れなく情報収集をして、そしてそれを町民に周知して、町民みんな喜んでこのご遺骨を迎えるというような、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、今、井澤議員が言われたような対応をしていきたいと考えています。

議長 井澤議員の質問は終了します。続きまして、1番松澤議員を指名します。1番松澤議員。

1番 松澤議員 1番松澤です。先に通告しておりました介護人材確保に向けた取り組みについて伺います。全国で高齢化を支える介護人材の不足が真剣さを増しています。介護労働安定センターが実施した介護労働実施調査によりますと、職員の過不足を問うアンケートに66%が不足感、特に不足感が著しいのは、訪問介護員で82.4%だそうです。その中で離職率も高く、理由は仕事の内容の割に賃金が安い、利用者、家族からのクレームで精神的にも大変な仕事という理由だそうです。平取町の総合計画にも、介護施設の新設が載っておりますが、建物ができ、入所したい方がいても職員がいなければ運営はできません。介護人材を確保する対策を早急に考えるべきと思います。平取町内でも現に人材不足でグループホームがワンユニット休止しております。都道府県内の5年間就職で貸付金免除となる介護福祉士就学資金貸付制度がありますが、これは平取町で

働くことを条件とするためには、独自の政策が必要と考えます。同じ町じゃなくて都道府県の中での就職という条件となっております。介護福祉士になるためには三つのルートがありまして、そのうち養成施設ルートというのは指定の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士試験を受験して、資格取得を目指しますが、4年生大学の場合は約400万円、短期大学の場合は約200万円必要です。平取高校卒業後の進路の後押しにもなろうかと思えます。福祉系高校ルートとは、福祉系高校または福祉系特例高等学校を卒業し、国家試験を受けることで、介護福祉士の資格取得を目指すものですが、その学生たちのためにも奨学資金等を貸し付けてはいかがでしょうか。他町の取り組みを調べてみました。5年以上その町で働いてもらう条件で、介護福祉士就学資金貸付制度と同じような内容で、その内容にプラス就業資金を最高60万円を出すというものと、あとはこれは自治体ではなくて、社会福祉法人の取り組みとなりますけれども、入学金授業料、経費を貸し付けるというもので要綱には書いてないですが、栗山の町立の介護の学校への年間175万円の授業料を貸し付け、戻ってきて5年務めれば返還しなくてよいというものなのですが、これはその団体と学校とも連携を取りまして、その社会福祉協議会でしょうか、そこと面接もし、この町に帰ってもらえるということをお話しして、そこに奨学金を出すという制度をとっているそうです。なので、確実にその方は、学校を卒業した場合は戻ってきて就職しているというふうになっております。社会福祉法人のあくまでも取り組みなので、行政から社会福祉法人がやっているということなのですが、その理由としましても、行政からの補助が十分他のことでやっていたにしていることと、そういうことが間接的に後押ししているということになっているようです。備品とかいろんな工事とかそういうものを全面的に行政が出しておるということで、それ以外にも補助金を出していただいているのでこれができるということだそうです。あと平取町の看護職員就学資金等の中にも支度金というものがありますが、それはほかの町から平取に来ていただくというためには引っ越し等かなり経費がかかりますので、平取町に来るかなというそういうことの考えの一つになる、そういう資金とはなっていると思えます。その他に介護業務の実務経験を積んだ上で、国家試験を受験し、介護福祉士の資格取得を目指す方法のことを指します実務経験ルートというのがあります。無資格者だと約20万円となりますが、介護職員基礎研修修了者の場合だと5万円の費用がかかります。学校へ行くための就学資金の貸し付け、介護職員の実務者研修受講の補助等、介護職員の資格取得のための支援をしていくべきと考えますが、町の考えを伺います。よろしくお願いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

はい。それではお答えいたします。まず、介護職ということで、長寿国の日本では2025年にはいわゆる団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢に達

し、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超高齢化社会へ進むとみられています。これにより、介護職員が全国で38万人不足するとも言われています。過疎地域においてはさらに高齢化のスピードが早く、このためですね、平取町においても将来の超高齢化に向けて介護保険事業計画に沿った介護予防の在宅支援としてのサロンの開設、またリハビリ訓練、それとボランティアポイントなどの各種事業を行っています。しかしこれと並行して高齢者福祉施設の整備も進めていく必要があります。このようなことから、先ほど議員言われたとおり総合計画で小規模多機能などの高齢者施設の建設を計画し、これまで関係法人と協議を重ねております。そこで、将来的な人材の確保というのがやはり大きな課題として、取り上げられています。人材不足は日本全国的なもので、政府では外国人労働者の活用の法整備として出入国管理法の改正なども行っていますが、町におきましても、2025年を見据え、施設整備にあわせ、介護職員の人材確保を積極的に取り組まなければならないという大きな課題だと認識しています。介護職員の資格取得のための支援ということで、先ほど議員も言われましたけども、参考として日高管内での人材確保の取り組み状況ということですが、新冠町では医療従事者、社会福祉士、介護福祉士、保育士、その資格の取得に対して修学資金の貸し付けのほか、介護職員初任者研修、また介護福祉士実務者研修、これの助成も行っていきます。この他新ひだか町では、初任者研修、実務者研修への補助、様似町やえりも町でも、介護福祉士の養成施設で学ぶ方についての、貸付金制度があります。それと道社会福祉協議会での資格取得に向けた貸付金制度もあり、いずれも免除規定があります。当町としても、これからの高齢化に対する早急な課題として、介護人材確保のための施策を他町の事例を参考として、十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長

松澤議員。

1 番
松澤議員

先ほどの私も例にしました町は様似町の話でして、新冠町でもかなり福祉のことに対して行政が力を入れているというお話もありました。ぜひ平取町でもこれから先のことを考えてこれから計画していただきたいと思います。あと以前、ホームヘルパー資格の1級、2級、3級や介護職員基礎研修がありまして、平取町でも開催していたことがあり、多くの町民が参加、資格取得しております。現在は制度変更により、介護職員初任者研修が新人向けの入門的な資格として位置付けられております。なかなかほかの場所での取得が難しい人にはこの町で受けられるのはありがたいことです。以前開催していただいたとき通った人達は、自分がその職につくということまでは考えておらず、家の中で介護しなければならない時が来るかもしれないので勉強しておきたいかなという考え方の方もありました。そのことも、平取町の中では大事な人材となると思いますので、その介護職員初任者研修を受けやすい平取町で以前のように

行えないかどうか、それからもしそれが無理であれば近く日高町でもやっておりますのでそちらのほうに向かっていく方のための、何か補助を考えていけないかどうか伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

15年ほど前に介護職員の養成研修として、道の認可を得て、町社協の主催によるホームヘルパー2級研修というのを開催した経緯があります。参加者はおおむね25名ほどということで、かなり盛況でした。それで松澤議員言われる通り、制度の改正により現在では初任者研修という新たな名称となっています。いずれにしましても介護職の人材不足というのはもう将来的に明らか、現状もそうですけども、明らかなので新たな人材確保のため、積極的に支援をしてみたいと考えています。方法として、近隣地域で開催する初任者研修へ町内から参加する受講者への費用補助、また以前と同様に社会福祉協議会に委託し開催する方法も考えられます。いずれにしましても費用対効果も考慮しながら、先ほどの資格取得費用の補助や貸し付けとあわせ、介護人材発掘のため、前向きに検討してみたいと考えています。以上です。

議長

松澤議員。

1番
松澤議員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。家の中の方のためにとひいう発想からでも、いざとなつた時に介護人として働いていただけるという可能性も出てくると思ひますので、まず、とつつきやすい部分からやひていくのも必要かと思ひます。厚生労働省から30年の3月30日に介護に関する入門的研修の実施についてというものが、都道府県の民生主管部に届いてるようです。目的は、介護と関わりがなかつたものなど、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護分野への参入のきっかけをつくり、介護の業務にかかわる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するためとなっております。残念ながらまだ16都道府県でしたが、実施されているのは、私の調べた時点の中では北海道は実際には至つておりません。ですが、日本中で何とひか介護に関わる人を増やすことに目を向けてるということはおわかります。福祉を支えるためにできる対処を考えていつてほしいと思ひますが、最後に町長にこれからの福祉に関することでお考えがありましたら伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長

町長。

町長

それではご答弁申し上げたいと思ひますが、近年における急速な少子高齢化の進行のなかで、福祉サービス利用者に適切な対処をしながら今後の課題を解決してひくためには、より専門性の高い、福祉人材の確保、育成が重要な課題と

いうふうに認識をしてございます。特に福祉のマンパワーの人材確保については地域の実態を把握しながら、5年先、10年先、あるいは2025年を見据えながら平取町に必要な奨学資金の貸し付けあるいは介護職員の実務研修受講の補助、資格取得のための支援をはじめ研修についても、前向きに検討してまいりたいというふうに思っておりますので、以前も私、社会福祉協議会にいたとき、3級のヘルパー研修、そして、高山議員に引き継ぎながら2級研修やってですね、本当にそういう人材確保というより、本当に地域広いので、そういう家庭でそういう技術をきちっと身に付けながら家庭内でもそういう対応ができるマンパワーをつくった経過がございますので、そういったことも含めて、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

松澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第2、一般質問を終了いたします。以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会します。大変どうもご苦勞さまでございました。あす12日は午前9時30分から予算審査特別委員会を開催いたしますので出席方よろしくお願ひをいたします。

(閉 会 午前10時15分)